

様式第6号（第9条関係）

市長への手紙に対する回答

No. 8

受付日	令和3年6月1日
件名	ゴミの分別について
担当部課等	環境水道部 環境対策課
ご意見要旨	<p>他府県から名護市に引っ越してきて、ごみの分別の細かさに戸惑い、でも良いことなので関心、感動しました。現実を知るまでは。</p> <p>実際には、きちんと分別されていないが故、回収してもらえず置き去りにされたままのごみであふれています。特にマンション等、共同生活の建物のごみ捨て場はどこもかしこも放置ゴミで大変見苦しいですね。</p> <p>分別をきちんとするのは良いことだと思いますし賛成です。ただし皆が正しくゴミ出しがなればの話しで現状は最悪です。市や担当者が規定を作つてお知らせお願いしたところで満足しているのだとしら...しないできないのは市民個々の責任だからどうしようもないと終わらせてしまったまつたく意味がありません。皆が正しくゴミの分別ができる事、きちんと出せる事に目標をおいて何かしらそれに向けた対策をとっていって欲しいと思います。できない人、しない人ができるようになるよう考えてください。</p> <p>以前、役所に電話をして「緩衝材、発泡スチロールはプラスチック製容器包装として出すよう“ごみの分け方・出し方”パンフレットに掲載されているのに（P4、P28）“その他プラスチックビニールの回収日に指定ごみ袋に入れて出して下さい”というメモが張られ置き去りにされているのですが...」とお伝えしたところ、その他プラスチックビニールごみとして出して下さいと言われました。だとすればパンフレットが間違っているので新しいものを作つて配布し直していただきたいです。パンフレットにはプラスチック製容器包装としていいと記載されていることもお伝えいたしましたがご理解いただけず「とらえ方の違いですね」と言われました。ご自分が正しく理解できていないのに失礼な話です。担当者ですらこのような程度の把握ですから市民がちゃんとできるはずがありません。なんだかすごく残念でした。</p> <p>その他プラスチック・ビニールの回収日が2週間に1回というのは少なすぎます。</p>

ご意見いただきましたごみ分別について回答いたします。

ご指摘いただきましたとおり環境行政につきましては、市民の皆様一人一人が環境保全に対する意識を持ち、ご理解いただくことが必要不可欠となります。

ごみの分別についてはこれまで、パンフレットの配布や広報誌の掲載等をおこない、ご協力をお願いしてきた次第ではありますが、一部においては、分別ができていないままごみ出しされている場合や、ごみが散乱しているなど、見苦しい場所があるのも実状でございます。

分別が適切でない場合は、指導シールを貼ることで分別方法の周知を促しており、場合によっては市担当職員や収集員が現場に出向き、片付け作業に協力しながら本人に対し分別指導を行い、ごみ分別の定着を図っているところでございます。

名護市といたしましては、今後ともごみ分別方法の周知活動を継続し、環境行政の向上に努めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

ご指摘のありました「緩衝材、発泡スチロール」の分別につきましては、確かに分別冊子（4p）で示すとおり洗って「リサイクル容器包装」としてごみ出しをするものであり、この度は当市の対応によりご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

一般的に「その他のプラスチック・ビニール」としてごみ出しするよう指導や案内をする場合には、汚れがひどくリサイクルできない状態であるか、「その他のプラスチック・ビニール」に該当するごみが大量に混入している状態などの事例があります。

今回の件につきましては、再発防止のため注意指導を行っているところではありますが、当時の現物を確認することができないため、対応した職員に対し具体的な注意指導ができない状況にあります。

今後の市の対応といたしましては、市職員、収集員に本事例を周知し間違った案内をすることのないように、改めて指導を行い善処してまいります。

最後に「その他プラスチック・ビニール」の回収頻度につきましては、一般廃棄物の全体に占めるプラスチック・ビニール類の容積比を比較すると「リサイクル容器包装」に比べ、「その他プラスチック・ビニール」は、容積比の割合が少ないとから「リサイクル容器包装」の収集が、1週間に1回であるのに対し、「その他プラスチック・ビニール」の収集は2週間に1回の頻度となっておりますのでご理解のほどよろしくお願ひします。

環境対策課

連絡先 (0980) 52-0003

令和3年6月15日

名護市長 渡具知 武豊

